

令和5年 第2回

佐野市農業委員会総会議事録

佐野市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年2月22日（水）午後1時30分から午後2時38分まで

2. 開催場所 佐野市役所 6階 大会議室A・B

3. 出席委員 (13人)

会長	16番	志賀喜一
委員	1番	川上美由紀
委員	3番	立川久恵
委員	4番	相場重雄
委員	5番	小関昭男
委員	6番	向田栄一
委員	7番	小林秀男
委員	8番	新井 勉
委員	10番	金子一郎
委員	11番	本島光雄
委員	13番	野村春男
委員	14番	川田恒夫
委員	15番	澁江修身

4. 欠席委員 (3人)

委員	2番	石川俊雄
委員	9番	若田部明
委員	12番	大舘 孝

5. 議事日程

日程第1 会期の決定について

日程第2 議事録署名委員の指名について

日程第3 会議書記の指名について

日程第4 報告第1号から報告第2号までについて

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

日程第5 議案第1号から議案第9号までについて

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可処分の取消しについて

議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第6号 非農地証明願について

議案第7号 佐野農業振興地域整備計画の変更について

議案第8号 佐野市農用地利用集積計画の決定について

議案第9号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局参事 磯部高志

農地調整係 係長 川田優子

主査 飯塚康夫

主任 鈴木正寛

主任 小松崎梨菜

主事補 柿沼誠一郎

7. 会議の概要

事務局長

ただいまから、令和5年第2回佐野市農業委員会総会を始めさせていただきます。

議長

開会に先立ち、本日の出席委員数の報告をさせます。事務局参事、お願いします。

参事

はい、ご報告申し上げます。ただいまの出席委員は、13名でございます。なお、佐野市農業委員会総会規則第4条による届出のあった欠席委員は、議席番号2番 石川俊雄委員、議席番号9番 若田部明委員、議席番号12番 大朮 孝委員の3名でございます。

また、農地利用最適化推進委員の出席は16名でございます。

議 長

事務局参事の報告のとおり、出席委員数は13名であります。したがって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

ただいまから、令和5年第2回佐野市農業委員会総会を開会いたします。

これより、議事日程に入ります。

日程第1、「会期の決定について」であります。本日1日としたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(なしの声)

異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

次に、日程第2、「議事録署名委員の指名について」であります。総会規則第19条第2項の規定により、議席番号3番 立川久恵委員、議席番号14番 川田恒夫委員を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第3、「会議書記の指名」を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の飯塚康夫主査、小松崎梨菜主任を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第4に入ります。報告の案件は、報告第1号から報告第2号までであります。

まず報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について」事務局より報告をさせます。

事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

令和5年2月22日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第1号 朗読し報告)

議 長

事務局の報告が終わりました。報告第1号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に、報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届

出について」事務局より報告をさせます。

事務局

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

令和5年2月22日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第2号 朗読し報告)

議長

事務局の報告が終わりました。報告第2号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に、日程第5に入ります。本日、ご審議いただく案件は、議案第1号から議案第9号まででございます。

まず、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可処分の取消しについて」を議題といたします。事務局をして議案第1号の説明をさせます。

事務局

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可処分の取消しについて、次のとおり許可処分の取消し願いがありましたので、意見を求めます。

令和5年2月22日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第1号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第1号については願いのとおり取り消すことに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第1号については、願いのとおり取り

消すことに決定いたしました。

次に、議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局をして議案第2号の説明をさせます。

事務局

議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

令和5年2月22日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第2号 朗読し説明)

続きまして、現地調査の結果を報告いたします。

3条709番 契約内容は、売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は8.6km 所要時間は20分です。大農機具の所有状況は、予冷库1台、動力噴霧器1台を所有予定です。農作業従事人数は2人、従事日数は500日です。

検討事項7項目につきましては、5番につきまして、下限面積に達しますので、該当しません。下限面積の例外につきましては最後に説明させていただきます。また、7番につきましては、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果問題なしとのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われまます。

最後に、検討事項7項目のうち5番、下限面積の例外について説明させていただきます。佐野市農業委員会におきまして、別段面積の検討が定期的に行われておりまして、その中で下限面積の例外についてもご協議いただきました。

内容としましては、農地法施行令第2条第3項に下限面積の例外規定がございまして、同項の第1号に「権利の取得後における耕作の事業が草花等の栽培でその経営が集約的に行われるもの」であれば、原則の下限面積に達しなくても許可してよいという規定がございまして、この規定に照らし、佐野市農業委員会でも、施設園芸等で経営が集約的に行われるもの、少ない面積でも収益性が見込まれるもの、今回のハウスでのイチゴ栽培のような場合には下限面積に満たなくても許可して良いのではないかと、このことを「別段面積」の検討審査会で協議し、平成29年第1回総会において、この下限面積の例外につき承認を頂き、令和4年第2回総会においても、下限面積の見直しについて変更しないことで承認いただいております。

このような経緯もございまして、今回の申請については原則の下限面

積に達しておりませんが、申請を受理させて頂いた次第でございます。

3条710番 契約内容は、使用貸借権の設定5年です。申請地までの距離は0.5km 所要時間は8分です。大農機具の所有状況は、管理機2台、トラクター1台を所有しております。主な経営作物は、青パパイヤとなっております。農作業従事人数は3人、従事日数は460日です。

検討事項7項目につきましては、5番につきましては、許可後の耕作面積は下限面積に達しますので、該当しません。また、7番につきましては、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果問題なしとのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われます。以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。なお、議案第2号3条709番の案件については、農地調整審査会が行われておりますので、審査報告に入ります。3条709番について、審査会委員、お願いします。

審査会委員

それでは、審査会の結果を報告します。2月16日に6名が出席して審査会を行いました。

3条709番の案件について報告します。本申請につきましては、所有権の移転2筆の申請になります。申請人は、農業に興味を持っており農業の基礎的な知識を習得していたため、挑戦してみようと思ったことが就農しようと思った経緯になります。現在は、農家のもとで研修を行っており、安足農業振興事務所にも新規就農に関する相談をされるなど、準備を進めてきました。今回農地を新たに取得するため、農業委員会に農地法3条の申請をするものとなります。申請地の現況は、いずれも特に問題なく、2名で農業経営をしていきます。作付計画としましては、いちごの作付を行っていく予定となっております。販売先は、JAを予定しています。

以上のようなことから、総合的に判断した結果、審査会の意見としては適当であると判断いたしました。以上で審査会の報告とさせていただきます。ご協議よろしくをお願いします。

議 長

ありがとうございました。以上で審査会の結果の報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第2号について、申請の

とおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第2号については、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第3号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局をして、議案第3号の説明をさせます。

事務局

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

令和5年2月22日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第3号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第3号4条149番と150番について、調査班、お願いします。

調査班

4条149番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は第2種農地のため、周辺の他の土地に立地することが出来る場合は不許可です。立地基準は集落接続に該当し、一般基準は2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は、許可相当と思われれます。

4条150番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は第2種農地のため、周辺の他の土地に立地することが出来る場合は不許可です。立地基準は既存の施設の拡張に該当し、一般基準は2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は、許可相当と思われれます。以上です。

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第3号については、転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第3号については、転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。事務局をして、議案第4号の説明をさせます。

事務局

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、次のとおり許可後の事業計画変更申請がありましたので、意見を求めます。

令和5年2月22日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第4号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第4号変更19番について、調査班、お願いします。

調査班

変更19番について報告します。

変更内容は、事業計画の変更になります。次に許可後の計画変更承認に基づく検討状況ですが、検討事項1から6については、基準をすべて満たしています。

以上のようなことから、現地調査班の意見は承認相当と思われれます。以上です。

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第4号は、変更申請のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第4号は変更申請のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局をして議案第5号の説明をさせます。

事務局

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

令和5年2月22日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第5号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第5号5条963番から974番について、調査班、お願いします。

調査班

5条963番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は第1種農地のため原則不許可です。立地基準は、集落接続に該当し、一般基準は2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから現地調査班の意見は、許可相当と思われれます。

5条964番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第2種農地のため、周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可です。立地基準は、代替地がない場合に該当し、一般基準は2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われれます。

5条966番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第2種農地

のため、周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可です。立地基準は、集落接続に該当し、一般基準は2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。以上です。

5条967番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は第1種農地のため原則不許可です。立地基準は、一時的な利用に該当し、一般基準は2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから現地調査班の意見は、許可相当と思われます。

5条968番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第2種農地のため、周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可です。立地基準は、代替地がない場合に該当し、一般基準は2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。

5条969番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第2種農地のため、周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可です。立地基準は、代替地がない場合に該当し、一般基準は2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。

5条971番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第2種農地のため、周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可です。立地基準は、代替地がない場合に該当し、一般基準は2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。

5条972番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は第1種農地のため原則不許可です。立地基準は、集落接続に該当し、一般基準は2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから現地調査班の意見は、許可相当と思われます。

5条973番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第2種農地のため、周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可です。立地基準は、代替地がない場合に該当し、一般基準は2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。以上です。

5条974番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は第3種農地に該当し、許可の基準は原則許可できるです。一般基準は2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。以上です。

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第5号の967番については、転用に係る面積が30aを超える案件でありますので、許可相当と決定し栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取を行うこととし、967番以外については転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第5号の967番については、転用に係る面積が30aを超える案件でありますので、許可相当と決定し栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取を行うこととし、967番以外については転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第6号「非農地証明願について」を議題といたします。事務局をして議案第6号の説明をさせます。

事務局

議案第6号 非農地証明願について、次のとおり証明願がありましたので、意見を求めます。

令和5年2月22日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第6号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第6号非農地520番について、調査班、お願いします。

調査班

非農地520番について報告いたします。

願出地の周囲には農地はありますが、雨水の流入などなく、営農に支障はないと思われます。願出地は人為的に転用行為が行われており、また20年以上経過しており、非農地証明はやむを得ないと思われます。以上です。

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第6号について、願いのとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、議案第6号については、願いのとおり証明することに決定いたしました。

次に、議案第7号「佐野農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。事務局をして議案第7号の説明をさせます。

事務局

議案第7号 佐野農業振興地域整備計画の変更について、このことについて佐野市長から協議がありましたので、意見を求めます。

令和5年2月22日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第7号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。92番から95番について、調査班、お願いします。

調査班

農振除外92番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は農用地区域内の農地です。農用地区域の変更が完了すると第1種農地に該当し、許可の基準は原則不許可です。不許可の例外事由は、既存の施設の拡張に該当します。一般基準は、2番から12番を検討した結果、記載のとおりとなっており許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は転用許可の見込みは有りと思われます。

農振除外93番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は農用地区域内の農地です。農用地区域の変更が完了すると第1種農地に該当し、許可の基準は原則不許可です。不許可の例外事由は、既存の施設の拡張に該当します。一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は転用許可の見込みは有りと思われます。

農振除外94番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は農用地区域内の農地です。農用地区域の変更が完了すると第3種農地に該当し、許可の基準は原則許可できるです。一般基準は、2番から12番を検討した結果、記載のとおりとなっており許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は転用許可の見込みは有りと思われます。

農振除外95番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は農用地区域内の農地です。農用地区域の変更が完了すると甲種農地に該当し、許可の基準は原則不許可です。不許可の例外事由は、農業用施設に該当します。一般基準は、2番から12番を検討した結果、記載のとおりとなっており許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は転用許可の見込みは有りと思われます。以上です。

議 長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより議案第7号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第7号について、農用地区域内の用途区分が変更された場合の転用許可の見込みの有無を有とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、議案第7号については、農用地区域内の用途区分が変更された場合の転用許可の見込みの有無を有とすることに決定いたしました。

次に、議案第8号「佐野市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局をして議案第8号の説明をさせます。

事務局

議案第8号 佐野市農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、佐野市長から決定の依頼がありましたので、意見を求めます。

令和5年2月22日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第8号 朗読し説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第8号について、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第8号については、計画のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第9号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局をして議案第9号の説明をさせます。

事務局

議案第9号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、佐野市長から決定の依頼がありましたので意見を求めます。

令和5年2月22日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第9号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第9号について、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第9号については、計画のとおり承認することに決定いたしました。

さて、お手元にお配りしました「農地法第4条及び第5条申請に係る意見聴取（令和5年1月分）に対する回答について」をご覧ください。令和5年第1回の定例会において議決し、栃木県農業会議の常設審議委員会に意見聴取した案件でございますが、許可相当との意見を得ましたので、他法令との調整のうえ、会長専決にて許可証を交付したことをご報告いたします。

以上をもちまして、本総会に提出されました全議案の審議を終了いたしました。令和5年第2回佐野市農業委員会総会を閉会いたします。慎重審議、ご協力ありがとうございました。

14時38分閉会